

改善要求ヲ提出シ満足セル回答ナカリシ爲メ更ニ要求ヲ提出シ  
當局ノ再考ヲ促スコトニ決シ大道憲ニ小野庄造、石原美行、山我徳一  
ノ四名ハ實行委員トシテ「昨七日午前十時市役所ニ伊澤市長ヲ  
訪問會見ヲ求メタルモ同市長ハ目下輕井澤ニ轉地療養中ノ  
爲メ丸山助役ト會見別託要求書ヲ提出シテ末ルニ十日迄  
ニ何分ハ回答セラレタキ旨ヲ述べ同助役ハ曰諸君ノ要求ニ對シテ  
ハ自分ハ出来得ル丈ケ努力スル考アルノミナラズ伊澤市長モ勞  
働問題ニハ相當理解アルヲ以テ要求ニ對シテモ理解アル回答アル  
モノト思科ス係シ諸君モ御業知ノ通り市長ハ病氣ノ爲メ本月  
廿一日迄ニハ回答不可能ナリト思フ旨ヲ答ヘタルカ從業員代  
表者之ヲ諒解シ單ニ末ルニ十日迄ニハ是非回答スル祿願ヒタシト稱  
シ午後一時退出セリ尚從業員側ハ末ルニ十日迄ニ當局ヨリ何等回答  
ナキ場合ハ約十名代表者ヲ送定伊澤市長ヲ輕井澤ニ訪問スル旨語り  
答レリ

別記

待遇改善ニ関スル再考要求書

最ニ御聲明相成候者等從業員ニ對スル待遇改善ハルヲ二十三日吾等が致シタル數願ノ意  
思ト甚ク歎ク相違致シ居リ遺憾ニ堪ヘガル次第ニ候

吾等ハ次ニ案ヲ更メテ提出候條却再考ヲ得タラ此段要求候也

一、賃銀ニ関スル件

イ、初任給志園六十米トシ現在志園六十米以下ヲ定額迄昇給セシムルコト

ロ、志園以下八日給一割ヲ増給スルコト

ハ、志園以上八(五)ノ増給ト均衡ヲ失ハシメザルコト

二、定期昇給ニ関スル件

イ、日給志園以下八(年)或四ノ昇給ヲセシムルコト 但シ一回ハ末以上、

ロ、日給志園以上八(年)志園ノ昇給ヲセシムルコト 但シ一回拾米以上

三、兵共ノ支給額ヲ決定スルニ當リ賜暇ヲ標準ノ中ニ入レザルコト

四、年中作業ハ四時間以上ニシルトキハ賃銀ノ割ヲ増スコト